

年末年始の 急患について

■救急告示医療機関当番

42ページの一次救急医療機関情報でご確認ください。

■インターネットで検索できます

夜間・休日の当番医を県内各地域ごとに検索できる栃木県のサービスです。

▼休日・夜間当番医案内

(とちぎ医療情報ネット)

<http://www.qq.pref.tochigi.lg.jp/ap/qq/sho/pwtobansr01.aspx>

年末年始に病気やけが等で困ったときは、小山地区夜間休日急患センター等をご利用ください。※保険証をご持参ください。

	診療時間	
	小山地区夜間休日急患センター	休日急患歯科診療所
12月27日(土)	午後7時～午後10時	休業
12月28日(日)	午前10時～午後9時	午前10時～正午 午後1時～午後4時
12月29日(月)	午後7時～午後10時	休業
12月30日(火)		
12月31日(水)～ 1月4日(日)	午前10時～午後9時	午前10時～正午 午後1時～午後4時

■小山地区夜間休日急患センター

小山市若木町1-1-5
新小山市民病院内
1階外来北西部
☎23-6832

■休日急患歯科診療所

小山市中央町2-2-21
小山市保健福祉センター内
1階
☎23-6854

年末年始の 交通安全

年末の交通安全 県民総ぐるみ運動

- ・期間 12月11日(木)～31日(水)の21日間
- ・スローガン
「マナーアップ! あなたが主役です」

■飲酒運転は絶対に「しない!」「させない!」 強い意志で飲酒運転を根絶しよう

年末年始は忘年会や新年会などでお酒を飲む機会が多くなる時期です。飲酒運転は重大事故に直結する悪質・危険な犯罪です。一人一人が飲酒運転を絶対に「しない!」「させない!」という強い意志をもって、飲酒運転を根絶しましょう。

■飲酒運転に対する行政処分が大幅に強化

飲酒運転を根絶するため、平成21年6月1日に施行された改正道路交通法等により、飲酒運転に対する行政処分が大幅に強化されました。

酒酔い運転等の悪質・危険な違反行為をして、免許取消しになってから再度の免許を受けることができない欠格期間の上限は、5年から10年に引き上げられました。酒酔い運転をして死亡事故を引き起こした場合は欠格期間が7年、さらに、ひき逃げをした場合は欠格期間が10年となります。

また、飲酒運転に対する違反点数も引き上げられ、酒酔い運転をした場合は「35点」で初回で免許取消し(欠格期間3年)となります。酒気帯び運転の場合は、呼気1リットル当たりのアルコール濃度が0.15ミリグラム以上0.25ミリグラム未満では、違反点数が「13点」で90日間の免許停止。呼気1リットル当たりのアルコール濃度が0.25ミリグラム以上では違反点数が「25点」で初回で免許取消し(欠格期間2年)となります。(いずれも前歴やその他累積点数がない場合)

■運転者はもちろん、その周りの人にも厳しい 刑罰が科せられます

飲酒運転をした場合には、運転者本人はもちろん、その車両に同乗した人や車両を提供した人、お酒を提供した人にも、厳しい刑罰が科せられます。

酒酔い運転の場合、車両の提供者には「5年以下の懲役または100万円以下の罰金」が科せられます。また、酒類を提供した人や車両の同乗者にも「3年以下の懲役または50万円以下の罰金」が科せられます。

酒酔い運転・酒気帯び運転に対する罰則

	酒酔い運転	酒気帯び運転
運転者本人	5年以下の懲役 または100万円 以下の罰金	3年以下の懲役 または50万円 以下の罰金
車両の提供者	5年以下の懲役 または100万円 以下の罰金	3年以下の懲役 または50万円 以下の罰金
酒類の提供者・ 車両の同乗者	3年以下の懲役 または50万円 以下の罰金	2年以下の懲役 または30万円 以下の罰金